

# 滋賀のアーカイブズ

— 滋賀県立公文書館だより —

- ・【特集】 特定歴史公文書等の利用審査 … P.2～3
- ・【利用者の声】 私と旧県政史料室との一件（山本善弘） … P.4
- ・【公文書館の瓦版】 県立公文書館が開館しました！ … P.4
- ・【簿冊紹介】 湖国巡幸の記録 … P.5
- ・【寄稿】 滋賀県行政文書で探る近江の考古学史（田井中洋介） … P.6～7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス … P.8

ISSN 2435-8223



昭和天皇と信楽焼のためき【資-625】

表紙の写真は、昭和26年の湖国巡幸にて、昭和天皇が信楽窯業試験場を視察した時のものです。同所の入口庭園には、高さ6尺の大きなためきから8寸の豆ためきまで、さまざまな大きさの信楽焼のためきが、日の丸の旗を持って天皇を出迎えました。天皇はこれを見て、「をさなときあつめしからになつかしも信楽焼の狸を見れば」と詠みました。この歌が、信楽焼のためきが全国的に有名となったきっかけのひとつであると言われています。

【特集】  
特定歴史公文書等の利用審査

当館が所蔵する特定歴史公文書等は、皆様より利用請求書を御提出いただいたから、当館職員が制限情報の有無の確認を行っています。本特集では、普段職員がどのような手続きを経て、資料を利用に供しているのか、詳しく御紹介したいと思います。

利用区分の確認

はじめに、当館職員は請求のあった資料の利用区分を確認します。目録に記載されている利用区分には、次の四種類があります。

- ① 公開 制限の有無の審査が済んでいるもの  
のうち、利用の制限がないもの。
- ② 一部公開 制限の有無の審査が済んでいるもの  
のうち、一部の情報を制限し利用することができるもの。
- ③ 非公開 制限の有無の審査が済んでいるもの  
のうち、利用を制限するもの。
- ④ 未審査 制限の有無の審査が済んでいないもの。

このうち、「公開」の資料（全体の一割未満）は審査が不要ですが、所蔵資料の大半を占める「一部公開」「未審査」のものは、利用請求のたびに制限情報の有無を確認しています。

利用審査の手順

利用審査は、「滋賀県立公文書館における滋賀県公文書等の管理に関する条例」に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」に基づいて行っています。個人の権利利益等を保護する必要性は、時の経過に伴い失われることがあるため、利用制限は作成または取得の日から三〇年を超えないことを原則としています。が、時の経過を考慮してもなお、利用を制限すべき情報が含まれる場合、必要最小限の制限を行っています。

利用が制限される個人情報とは、三〇年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがないとなった時点で利用ができるようになります。その期間の目安は、情報の類型によって異なっており、詳しくは左記のとおりです。

【五〇年】

- ア 学歴または職歴
- イ 財産または所得
- ウ 採用、選考または任免
- エ 勤務評定または服務
- オ 人事記録

【八〇年】

- ア 国籍、人種または民族
- イ 家族、親族または婚姻
- ウ 信仰
- エ 思想
- オ 伝染病の疾病、身体の障害その他の健康状態

- カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
- キ 貧窮、生活扶助その他の生活状況
- 【二一〇年を超える適切な年】
- ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）（二一〇年）
- イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態（二四〇年）
- ウ 被差別部落に関するもの（永年）

請求のあった資料のなかに、右記の類型の情報（一定の期間未満）が含まれる場合、利用制限を行います。例えば、「県参事会議案綴」（昭き27）に綴られた「精神病者監護費」という資料には、入院患者の氏名が記載されています。この情報は、右記の類型の「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」に該当するため、作成から一四〇年の期間が経過しなければ、利用することはできません。今回の場合、昭和四年（一九二九）に作成されていることから条件を満たさず、左記のように利用を制限しています。



利用が制限された資料（昭き27）

なお、利用が制限される情報は、原則として個人・団体等を特定できる情報のみに限定しています。例えば、「特種部落」や「第三国人」など、現在の目から見て不適切な表現があったとしても、当時の社会状況を伝える重要な記録の一部として、表現自体は利用に供しています。ただし、被差別部落の地域名は、住所と照らし合わせることで、個人の権利利益を害するおそれがあるため、当館では利用を制限しています。

ところで、審査の過程では、担当者が判断に迷うこともあります。例えば「信仰」といっても、職業である住職や神職も含まれるのか、個人情報とは具体的にどこまで制限するのかなどです。その場合、当館では利用審査に係る打合せを実施しています。会議には、館長・審査担当者ほか数名の職員が参加し、過去の審査事例を勘案して、公開の可否や利用制限の箇所を集团的に検討しています。審査結果は記録に残し、左記のような情報類型の「解釈」としてとりまとめ、その後の審査に役立てています。

### 【八〇年】

#### 「ウ 信仰」

氏子・氏子総代・信徒・信徒総代など。本人の氏名・住所（大字まで公開）・生年月日（年齢は公開）・印影・家族名など、個人を特定できる情報を制限する。社寺の住職・神職などの情報は、「職歴」とする（五〇年区分）。

### 利用制限の方法

利用制限を行う際は、当該情報が含まれる部分をデジタルカメラで撮影し、パソコン上で制限箇所にマスキング（黒塗り）を行い、複写物を作成します。資料全体を非公開とはせず、利用制限箇所に袋がけを行った資料の現物と、マスキングした複写物を利用して供しています。

ただし、文書単位（×簿冊）で利用請求があった場合、審査時間の短縮のため、通常は審査も文書単位で行っています。そのため、一つの簿冊のなかでも非請求箇所は和紙の帯をかけ、利用できない措置を行っていますので、何卒御理解ください。

一方で、利用区分のうち「公開」とされている資料は、即日利用も可能です。館内備え付けの「特定歴史公文書等簡易閲覧申込書」を御提出いただければ、審査時間なしに御利用できます。あいにく現在のところ、対象資料は一割未満となっていますが、これから審査回数を重ねるなかで、徐々に追加していく予定です。



袋がけをした資料（明せ102）

### 利用制限に対する不服がある場合

利用制限の箇所や方法等に不服がある場合は、滋賀県知事に対して審査請求を行うこともできます。請求期限は、利用決定通知書を受け取った日の翌日から三か月後で、請求書の様式は任意です。この請求は、特定歴史公文書等の利用請求権に基づくもので、今年四月に「滋賀県公文書等の管理に関する条例」が施行されて初めて整えられた手続きです。

審査請求がなされた場合、本県は弁護士や大学教員等で構成される「滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会」に諮問を行います。同会からの答申を踏まえ、最終的に請求に対する裁決を行う規定となっています。

### おわりに

以上のような手続きを経て、当館では請求のあった日から、原則三〇日以内に利用の決定を行っています。古文書の所蔵機関と異なり、請求から一定の時間を頂戴しているのは、近現代の公文書には、現在を生きる私たちの権利利益を害するおそれのある情報が数多く含まれているためです。県民にとって重要な個人情報等は保護しつつ、制限箇所を最小限にとどめて利用に供するためには、資料一点一点について慎重な審査が欠かせません。

資料の公開と制限のバランスは難しい課題ですが、当館では審査基準を常に見直しながら、今後とも多くの皆様に御納得いただけるよう努めて参りたいと思います。

（大月 英雄）

【利用者の声】

## 私と旧県政史料室との一件

山本 善弘

私の生まれ育った所は、大曲おまがりといひます。隣には開発かいほつという所があり、二つを合わせた地域が現在の守山市すまじ洲本町すもととなります。この三者の関係を知りたくて郷土史を始めたのでした。

教材は、市立公文書館の開発自治会共有文書（以下、共有文書）です。読むためには、くずし字を習得する必要がありました。そこで、守山古文書講座・東近江市歴史カレッジ・大津市歴史博物館れきはく講座・滋賀大学公開授業・草津古文書学習会で教を乞い、またNHK通信講座でも三年間学びました。

五年が経ち、これまでの成果を卒業論文にまとめるため、佛教大学通信課程に編入することにしました。県政史料室（現・県立公文書館）を訪れたのもこの頃でした。

同室で、①開発西村・川崎新田絵図（明治五〜七年）、②洲本村々誌（同十三年カ）、③字取調書（同十四年）の存在を知ります。①は村境を示す手書きの村絵図、②は村の地勢、沿革・税地、貢租・戸数、人口・牛馬と舟・社寺・学校・物産等の現況、③は村内の小字名のリストです。これらは他の地域のものもあります。ぜひご自分の目でご覧ください。

また関連して、湯川文彦「三新法の制定―松田道之の地方制度構想を中心に」（『立法と事務の明治維新』東京大学出版会、二〇一七年）と松沢裕作「連合戸長



上左：『野洲郡村誌』【明ふ50】  
上右：『土地字取調書』【明こ14】  
下：「開発西村・川崎新田絵図」【明へ7（70）】

役場から『行政村』へ」（『明治地方自治体制の起源』東京大学出版会、二〇〇九年）を読んで、明治初期の地方制度について理解を深めることができました。

この一件で私の卒業論文は明治維新を越えることになり。それまでは、共有文書に伝わる「天保年間に村内で起った幕府勘定奉行を巻き込む大事件」を中心に小論にまとめ上げるつもりでした。しかし明治から昭和の守山市誕生までの小史を追加することにしたのです。

卒業後、栗東歴史民俗博物館の国松喜左衛門家文書の中から一枚の古文書を見つけました。旗本高木氏の中から一枚の古文書を見つけた。旗本高木氏の、大曲・開発を含んだ知行所村々（城州船頭村・谷村・僧坊村・興戸村・里村、江州牧村・勅旨村・瀧村・毛枚村、五条村・開発村・中村・下村・出庭村・中村・平松村）が地頭所奉行に宛てた口上書です。

私は、現在この古文書を新たな起点として、「知行所村々の繋がり」をテーマに現地を訪ね、関連する古文書や文献にも当たっていると。興味はまだまだ尽きません。

【公文書館の瓦版】

## 県立公文書館が開館しました！

令和二年（二〇二〇）四月一日、歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、利用に供するため、滋賀県立公文書館が開館しました。当館は、平成二十年以降、行政サービスの一環として歴史的文書を利用者の閲覧に供してきた県政史料室を改組したものです。開館当日は、三日月知事を迎えて、知事揮毫の銘板の除幕式を行いました。

新たに公文書館となるに伴い、戦後期の文書の公開、検索システムおよびデジタルアーカイブの導入などを進めています。今後、利用者も、利用者の皆さまにより一層活用していただけるよう取り組みを進めてまいりますので、引き続きの御利用をよろしくお願いいたします。



開館式の様子（右から2人目が三日月知事）

## 【簿冊紹介】

### 湖国巡幸の記録

太平洋戦争の終結後、昭和天皇は再建途上における国民生活の実相を視察し、激励、慰問するために全国を巡幸しました。その一環として、昭和二十六年（一九五二）十一月十五日から十六日の二日間にかけて滋賀県を巡幸しています（湖国巡幸）。

当館には、行幸や行啓、献上品などの皇室に関する文書が多数残されており、昨年度の展示「皇室と滋賀県」（期間：令和元年五月七日～七月二十五日）でもそのいくつかを御紹介しましたが、今回は今年四月に移管された昭和戦後期の資料を中心に、この湖国巡幸について御紹介したいと思います。

該当する歴史公文書は、【昭01-06】から【昭01-19】の計十四冊です。また行政資料として、写真資料【資-615】から【資-630】や『滋賀県行幸誌』【資-631】もあります。

### 行幸の準備

昭和二十六年十月五日、宮内庁より電報にて関西行幸の内定が知らされました。ちょうど、服部岩吉知事は東上中であつたので、すぐに同庁へ向かい、口達を受けました。同月十七日には行幸事務局を設置し、全庁あげての準備に取り掛かりました。行幸事務局には、総務部、報道部、奉迎部、接伴部、御視察部、御宿泊部、資材部、警衛部、衛生部、工営部、車両部が設け

られ、その下に係が置かれました。滋賀県行幸事務局規程では、「各係において取扱った一切の事項はその要領を記録し、その他往復文書と共に、事務終了後総務部記録係に送付するもの」と定められており、この規定のもと各部長から記録係に提出されたものが、『天皇陛下行幸各部記録』【昭01-14】にまとめられています。この簿冊からは、各部の業務内容を詳細に知ることができません。

例えば、天皇の食事に関する事務は資材部食糧係（食料の調達）と御宿泊部庶務係（調理）が担当しました。食材の調達方針は、①すべて県内産のものとする②特産的意義を有し、かつ生鮮度の高いものを用いるといったもので、数量は天皇一人分としています。調理は、和食を宿泊場所でもある彦根の榮々園、洋食を琵琶湖ホテルの料理長が行いました。米は近江米の渡舟という品種（田上産）で、天皇は「殊の外お気に召されてか御平常の倍近くも御召上りになられた」と記されています。

### 行幸時の様子

綿密な準備を行い、十一月十五日、いよいよ昭和天皇を迎えることとなりました。行幸の様子を詳細に記録するため、県では御視察・奉迎場所合計二一カ所で記録取材を行い、その資料を『天皇陛下各視察所奉迎場記録』【昭01-15】として綴っています。また、天皇だけでなく、奉迎の様子や沿道の景色、展覧品など、随所で写真を撮影し、アルバム【資-624】～【資-628】に整理しています。このほかにも、ち密な記録映画進行表に基づきビデオを撮影しています。

### 記録に残す

このように、天皇を迎えるにあたって、本県では記録を後世に残すための仕組みづくりが徹底されました。これらの記録や関係各所から集めた資料、感想文をもとに、昭和二十八年、「県下巡幸の盛儀を永く記念するため」に『滋賀県行幸誌』【資-631】が発行されます。また、日本映画社に製作を委嘱し完成した映画『湖国巡幸』（昭和天皇地方御巡幸 上）所収）は、県内で映画会を開催し、天皇へも献上されました。

さらに、各新聞社、通信社の協力を得て撮影した写真のうち八九枚を選び、写真帳『湖国巡幸』【資-629】を作成、一部を天皇に献上するとともに、関係者へ配布しました。

このように、湖国巡幸に関する資料は、公文書や写真資料、編さん資料などが豊富に残されています。これは、記録を残すことを念頭に事業を進め、その後も現在まで適切に資料が管理されてきた結果といえるでしょう。

（岡本 和巳）



左上：行幸写真帖『湖国巡幸』【資-629】  
右上：「天皇陛下行幸関係記録綴」【昭01-14】  
下：『行幸写真原本』【資-621】【資-622】

【寄稿】

## 滋賀県行政文書で探る近江の考古学史

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 田井中 洋介

発掘調査による考古学的発見のニュースが、新聞などで大きく報道されることがあります。滋賀県内で行われる発掘調査のほとんどは、現在では県や市町などの地方自治体が調査主体となり、考古学を専門とする行政職員が中心となって実施されています。しかし、昭和三十年代の高度経済成長の時代以前は、大学で考古学などを学んだ埋蔵文化財担当の専門職員が地方自治体に雇用されている例は、ほとんどありませんでした。

また、大学に考古学講座が設置されたのは大正五年（一九一六）の京都帝国大学が初めてで、それ以前には我が国に考古学の専門家はほとんどいない状態でした。しかしながら、そんな時代にも土木工事などで銅鐸や古墳が発見されることが、少なからずありました。土の中から貴重な文化財が掘り出された当時の様子を我々に教えてくれる近代文書が、滋賀県立公文書館には数多く保管されています。そのなかには、文字による経過報告だけでなく、発見された古墳の姿を色鮮やかに描いた図が添付されていたりして、とても興味深い史料です。

私が平成三十一年（二〇一九）に担当した滋賀県立安土城考古博物館の企画展「近江の考古学黎明期」では、このような近代の行政文書に着目し、滋賀県のホームページ上で公開されている県庁の歴史的文書の目録を手がかりに、埋蔵文化財の発掘・発見に関する

史料を検索してみました。その結果、明治初期から昭和二十年にかけての行政文書の中に、多くの注目すべき史料を確認することができました。ここでは、その中から二つの遺跡に関する史料を取り上げて紹介します。

### 明治年間の遺物発見資料―竜王町山面銅鐸―

『文化財保護法五十年史』（文化庁二〇〇一）によれば、明治新政府は明治四年（一八七一）に「古器旧物保存方」を布告し、社寺等に古器旧物の類を書き上げさせて、各府県から大蔵省および文部省に提出させたことが文化財保護行政施策のスタートとされます。埋蔵文化財に関する施策としては、明治七年に「古墳発見ノ節届出方」（太政官達第五九号）、明治十三年には「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」（宮内省達乙第三号）が布達され、古墳を発見したら届け出ることとされました。また、明治十年九月二十七日付けの内務省達甲第二〇号により、古代の沿革を徴する埋蔵物が発見されたときは、処分する前に内務省（明治十九年以降は宮内省）へ届け出て検査を受けることとし、その結果によっては国が相当の対価をもって購入して、永く博物館へ陳列することになりました。

これらの施策により、明治年間には古墳や埋蔵物の発見に際して地元から届出が行われ、その記録が行政文書として滋賀県庁に残されているのです。明治前半期における考古学的発見として有名なものは、野洲市大岩山での銅鐸一四個（明治十四年）や米原市山津照神社古墳（写真1、明治十五年）などがありますが、



写真1 山津照神社古墳【明せ99】

埋蔵物発見から帝国博物館（現在の東京国立博物館）に収蔵されるまでの経緯を辿ることができる良好な史料として、ここでは、明治二十三年の竜王町山面銅鐸発見に関する一連の文書【明せ630】を取り上げます。文書に書かれている内容に基づいて経緯を見ていくと、銅鐸発見が警察本部保安課から県の庶務課に報告されたのは、明治二十三年三月二十八日のことでした。「蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚ト称スル村有山地」において、砂防工事施工中に大小二個の「寶鐸」（銅鐸）が掘り出されたのです。滋賀県から宮内大臣に五月十九日付けで上申された文書には、この銅鐸の図が添付されていて、「高七寸二分／長口徑四寸七分」と寸法も記入されています。六月三日には宮内大臣から滋賀県に「發掘品

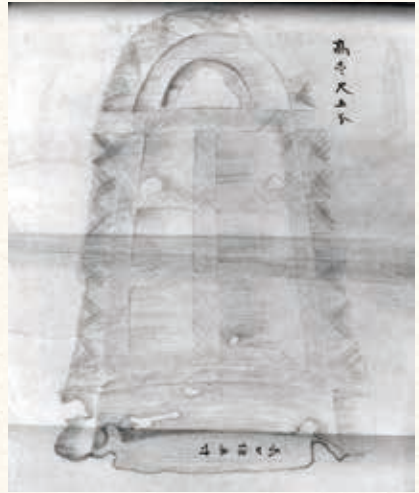


写真2 竜王町山面銅鐸【明す630】

當省帝國博物館へ差出スベシ」という回答があり、銅鐸は二個一五円で博物館に買い上げられることになりました。当時の巡査や小学校教員の初任給（月俵）は八円程度なので、銅鐸二個の代金一五円を現在の貨幣価値に換算すると、三〇万円程度だと推し量ることが出来ます。この銅鐸二個は、明治十四年に発見された野洲市大岩山一号銅鐸（日本最大の銅鐸として有名です）などとともに、今でも東京国立博物館で大切に保管されています。

## 大正年間の古墳発見資料

### — 守山市寺山古墳・大塚古墳 —

最初に触れましたが、国内の大学で初の考古学講座が濱田耕作（一八八一～一九三八）博士によって開設されたのは、大正五年（一九一六）のことです。その翌年、現在の守山市立入町において古墳が発見され、当時まだ二三歳だった京都帝国大学の梅原末治（二八九三～一九八三）助手が現地調査を行いました。

大学に所属する考古学者が滋賀県内の古墳を調査した初期の事例として注目されます。

地元の守山署長から警察部長あての報告によれば、大塚（王塚）と称される墳丘を堤防工事の盛土に使用するため崩していたところ、「石槨」二使用シタル石ノ如キモノ」や土器の破片、埴輪などが発見されました。このため、二月二十五日に別件の史蹟調査のために役場を訪れた京都帝国大学の中村直勝（一八九〇～一九七六）文学士と師範学校の小島捨市（一八七〇～一九四三）教諭らに調査してもらいましたが不明であつたため、「京都大学ノ古墳専門家梅原某氏」が現地を調査することになったそうです。

寺山古墳、大塚古墳と名付けられることになる二基の古墳は「野洲郡守山町大字立入第貳百八拾九番字大塚」と「第貳百九拾五番字大塚」で発掘され、前者は「古墳土器ノ破片埴輪等」を発見、後者は「古墳石造構造」が破壊された状況で発見されたと記されています。そして、現地を調査した梅原末治氏の報告文や、発掘地点および周辺の状況を図示した絵図などが添付されています（写真3）。この報告文は、『考古学雑誌』に掲載された「近江國野洲郡守山町大字立入古墳調査報告」と同じ内容のもので、なお、この一件については、県で保管している行政文書のほか、守山市公文書館にも提出書類の写しや、梅原氏が地元へ送った手紙が保管されています（守山市誌編さん委員会二〇〇五）。

大正六年の梅原氏による現地調査は、工事によって既に大きく破壊された古墳を後日調査したものです。が、昭和初期になると安土城跡や大津京関連遺跡など

を考古学者たちが研究目的で発掘調査する時代がやってきました。滋賀県における考古学と文化財保護の歩みを振り返るうえで、滋賀県行政文書はとても貴重な史料と言えます。

### 【参考文献】

- ・梅原末治（一九一七）「近江國野洲郡守山町字立入古墳調査報告」『考古学雑誌』第七卷第十一號
- ・文化庁（二〇〇一）『文化財保護法五十年史』株式会社ぎょうせい
- ・守山市誌編さん委員会（二〇〇五）『守山市誌 考古編』
- ・滋賀県立安土城考古博物館（二〇一九）『第59回企画展 近江の考古学黎明期』
- ・田井中洋介（二〇二〇）「滋賀県行政文書で見る「近江の考古学黎明期」」『紀要』三三三号、公益財団法人滋賀県文化財保護協会



写真3 守山市寺山古墳・大塚古墳【明す177】

## 催し物案内

【企画展示予定】

「生を衛る」

—感染症との闘いの歴史—(仮)

令和2年9月28日(月)～12月24日(木)

明治十三年に衛生課を設置して以降、本県は県民の健康を守るために様々な取り組みを行ってきました。特に明治初期のコレラや大正七年から十年にかけてのスペイン風邪などの感染症との闘いに着目し、御紹介します。

「大正・昭和期の滋賀県(仮)」

令和3年1月4日(月)～3月25日(木)



企画展示の様子

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、実施の時期・内容等を変更する場合があります。

## 利用案内

【利用時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

【閲覧方法】

① ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

② 利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス(本県インターネットサービス)、郵便、FAXで提出します。

\*利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います(やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります)。準備ができ次第、利用決定通知書を送付します。

③ 事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

- ・ 文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(写しの交付もできます)。
- ・ 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・ 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。

滋賀のアーカイブズ 第9号  
令和2年(2020年)9月30日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

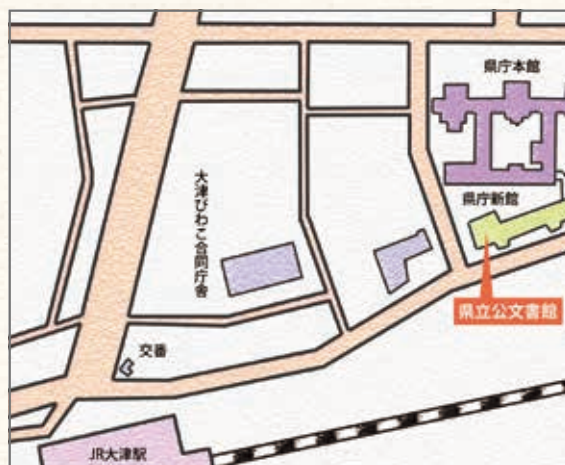
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp



- ① JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側(南南西)へ徒歩5分。